

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定により、「東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業」に関する実施方針を定めたので、同条第3項の規定により、別冊のとおり公表します。

平成17年 4月15日

国土交通大臣 北側 一雄

平成17年4月15日

東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業

実施方針

国土交通省

【 目 次 】

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1. 特定事業の事業内容に関する事項	1
（1）事業名称	1
（2）事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	1
（3）公共施設等の管理者等	1
（4）事業目的	2
（5）特定事業に係る業務の概要	5
（6）事業方式及び権利関係	5
（7）事業期間及びサービス対価の支払	6
（8）本事業の実施に関する協定等	6
（9）本事業に関係する事業者との協議	6
（10）工程調整に関する関係者連絡会（仮称）の設置	7
（11）遵守すべき法令等	7
（12）事業期間終了時の措置	7
2. 特定事業の選定方法に関する事項	7
（1）選定基準	7
（2）評価方法	7
（3）選定結果の公表	8
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	9
2. 落札者の決定手順及び決定方法	9
（1）有識者等委員会の設置	9
（2）入札公告	9
（3）質問受付	9
（4）第一次審査資料の受付	9
（5）第一次審査結果の通知	10
（6）質問回答の公表	10
（7）第二次審査資料の受付	10
（8）ヒアリング	10
（9）第二次審査及び落札者の決定	10
（10）審査結果の通知及び公表	11
（11）基本協定・事業契約の締結	11
（12）特定事業の選定の取り消し	11
（13）提出書類の取扱い	11

3. 応募者の参加資格要件	12
(1) 応募者の構成	12
(2) 応募者の参加資格要件	14
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
1. SPCの責任の明確化に関する事項	18
(1) 責任分担の基本的な考え方	18
(2) 想定されるリスクと責任分担	18
2. SPCの責任の履行確保に関する事項	18
(1) 契約保証金の納付等	18
(2) 実施状況の監視等	18
(3) 支払いの減額等	18
(4) 対象施設等の変更	19
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	20
1. 対象施設の立地に関する事項	20
2. 土地に関する事項	20
第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	21
1. 疑義が生じた場合の措置	21
2. 管轄裁判所の指定	21
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	22
1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	22
2. 事業の継続が困難となった場合の措置	22
(1) SPCの責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	22
(2) 国の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	22
(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	23
3. 融資機関又は融資団と国との協議	23
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	24
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	24
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	24
3. その他の措置及び支援に関する事項	24
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	25
1. 本事業に関連する事項	25
(1) 本事業の実施に関して使用する言語	25
(2) 提出書類の作成等に係る費用	25
(3) 実施方針に関する質問又は意見の受付及び回答の公表	25
(4) 意見に対するヒアリング	26
(5) 実施方針の変更	26

2. 今後のスケジュール（予定）	26
3. 情報公開及び情報提供	27
様式－1 実施方針に関する質問・意見書	28
資料－I 東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業 業務要求水準書（案）	
資料－II リスク分担表（案）	

第1 特定事業の選定に関する事項

国土交通省（以下「国」という。）は、東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により財政資金の効率的活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この実施に関する方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年3月13日総理府告示第11号）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成13年1月22日内閣府民間資金等活用事業推進委員会）等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

1. 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

① 名称

東京国際空港国際線地区エプロン等

② 種類

エプロン、構内道路等

(3) 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 北側 一雄（「国土交通省設置法」（平成11年法律第100号）第31条第1項及び第38条第1項に基づき国土交通大臣の事務を分掌する者

関東地方整備局副局長 山田 孝嗣

東京航空局長 辻村 邦康

(4) 事業目的

① 東京国際空港の再拡張事業と国際化

東京国際空港は、年間約 6,000 万人の航空旅客が利用する国内航空輸送ネットワークの要であるが、既にその処理能力の限界に達しており、できる限り速やかに同空港の再拡張事業の完成を図ることが必要である。

再拡張事業は、同空港に新たに 4 本目の滑走路等を整備し、年間の発着能力を現在の 28.5 万回から 40.7 万回に増強するものである。

これにより、発着容量の制約の解消、多様な路線網の形成、多頻度化による利用者利便の向上が図られる。

また、同事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」（平成 14 年 6 月 25 日閣議決定）において、「羽田空港を再拡張し、2000 年代後半までに国際定期便の就航を図る」とされたところである。これを受けて、再拡張後、将来の国内航空需要に対応した発着枠を確保した後の発着枠を活用して、昼間時間帯（06:00～23:00）については、羽田発着の国内線の距離を目安として年間概ね 3 万回程程度の近距離国際旅客定期便を就航させることとしている。また、深夜早朝時間帯（23:00～06:00）については、騒音問題等に配慮しつつ、国際旅客便及び国際貨物便を就航させることとしている。

② 国際線地区エプロン等の必要性

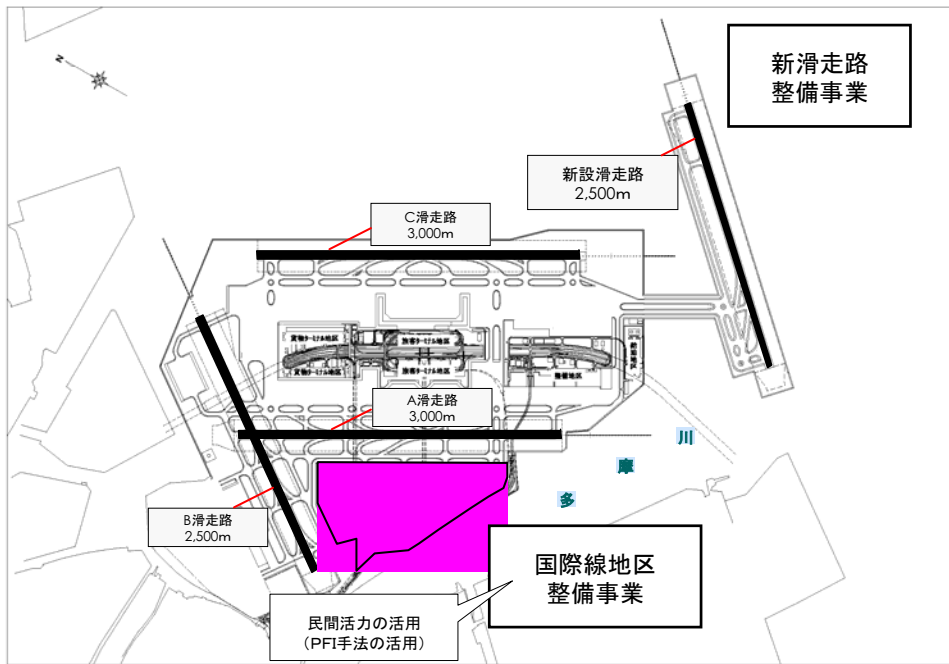
東京国際空港の発着能力の増強により、同空港の国際航空需要は大幅に増加することが予想されるが、これに現在のエプロンで対応することは極めて困難である。

このため、新設滑走路の供用開始に合わせて、同空港に新たに国際線エプロン等の国際定期便の就航に必要な機能を整備する必要がある。

③ 本事業の目的

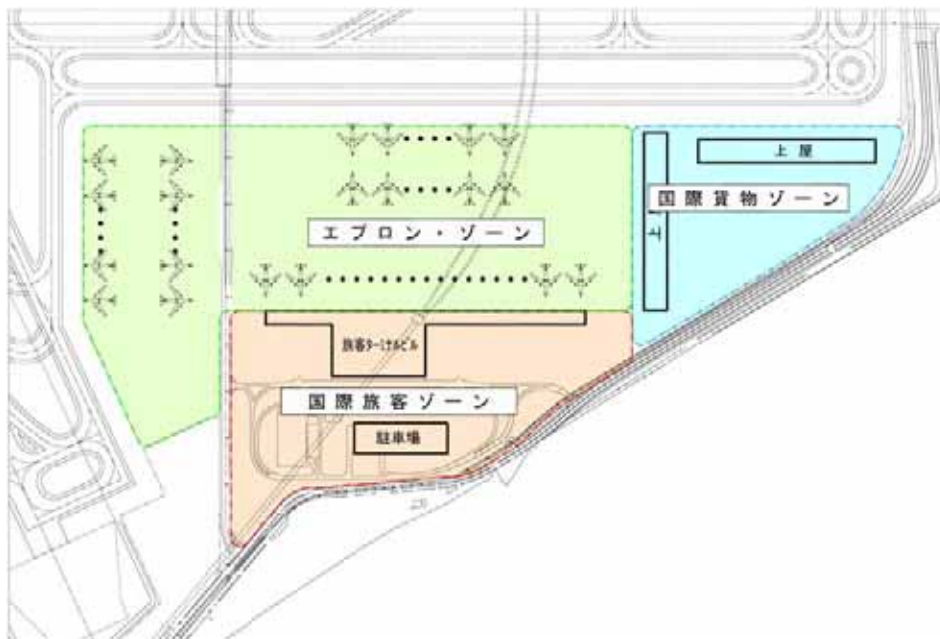
本事業は、航空機を駐機するために必要となるエプロンや航空旅客等が空港にアクセスするために必要となる構内道路等の整備及び維持管理を行う事業である。

新設滑走路等は、別途公共事業として整備に着手しており、国際線地区旅客ターミナル、国際線地区貨物ターミナルは各々、別途 P F I 法に基づく事業として整備する予定である。また、鉄道・モノレール施設等は、その他の民間事業者が整備する予定である。



④ 対象地域及び事業範囲

対象地域は次のとおりであり、エプロン・ゾーン、国際旅客ゾーン、国際貨物ゾーンの3つの地域に大別される。



なお、各事業の事業範囲は以下のとおりであり、各々が円滑に実施されるよう配慮する必要がある。

事業区分毎の事業範囲

対 象 施 設		国	P F I 事業者			その他民間事業者
			エプロン等事業 (本事業)	旅客ターミナル事業	貨物ターミナル事業	
エプロン・ゾーン	用地造成（液状化対策、既存埋設物保護工を含む） 舗装（エプロン、GSE置場、GSE通行帯等） 航空灯火、エプロン照明灯 電源設備、電線路（ケーブル、ダクト、マンホール） その他付帯施設（貯水槽、エプロン監視用ITV、場周柵等） 給油ハイドラント等施設 供給処理施設（必要に応じ）		○ ○ ○ ○ ○			○ ○
国際旅客ゾーン	用地造成 旅客ターミナルビル CIQ検査場等施設 連絡通路 カーブサイド歩道（各接車レーン歩道を含む） 空港利用者用駐車場 従業員用駐車場 鉄道、モルレル施設 構内道路（標識等を含む） バス・タクシープール 立入禁止柵・ゲート 供給処理施設（必要に応じ） 共同溝	○	○	○ 受託 ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○
国際貨物ゾーン	用地造成 貨物上屋 CIQ庁舎等施設 ULD置場 トラックヤード 従業員用駐車場 構内道路 トラック待機場 立入禁止柵・ゲート 供給処理施設（必要に応じ）	○	○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○

(5) 特定事業に係る業務の概要

入札公告等に定める手続によって選定された民間事業者（以下「落札者」という。）は、本事業の遂行のみを目的とする「商法」（明治32年法律第48号）に定める株式会社（以下「SPC」という。）を設立し、以下の業務を実施する。

なお、各業務の詳細については、入札公告時に示す東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）において規定するが、現時点での要求水準書（案）（資料-I）を示す。

① 対象施設の設計に関する業務

SPCは、以下に示す施設（以下「対象施設」という。）の設計を行う。

(ア) エプロン・ゾーン

- ・用地造成（液状化対策、既存構造物防護工を含む）
- ・舗装（エプロン、GSE置場、GSE通行帯等）
- ・航空灯火、エプロン照明灯
- ・電源設備、電線路（ケーブル、ダクト、マンホール）
- ・その他付帯施設（貯水槽、エプロン監視用ITV、場周柵等）

(イ) 国際旅客ゾーン

- ・用地造成
- ・構内道路（標識等を含む。）
- ・バス・タクシープール
- ・共同溝

(ウ) 国際貨物ゾーン

- ・用地造成

② 対象施設の施工に関する業務

SPCは、事業期間中、対象施設を施工する。

③ 対象施設の維持管理に関する業務

SPCは、事業期間中、対象施設の維持管理を行うとともに、必要に応じて対象施設の更新を行う。

(6) 事業方式及び権利関係

SPCは、自らを対象施設の原始取得者とし、国が所有する土地に対

象施設を設計・施工した後、対象施設を未使用のまま国に引渡すとともにこれに対する維持管理を行う、いわゆるBTO（Build-Transfer-Operate）方式により本事業を実施する。このため、SPCは自己の名義による対象施設の保存登記を行わない。

（7）事業期間及びサービス対価の支払

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から平成47年3月31日まで（30年度間）の期間とする。なお、対象施設の国への引渡しは、平成21年9月頃を予定している。

本事業は、いわゆるサービス購入型によって実施するものとし、国は、SPCから対象施設の引渡しを受けた後にSPCに以下の費用（以下総称して「サービス対価」という。）を支払う。

- ① 施設整備費
- ② 維持管理費
- ③ その他の費用
- ④ 消費税等

なお、サービス対価の支払の詳細については、入札公告時に示す。

（8）本事業の実施に関する協定等

国は、PFI法に定める手続に従い本事業を実施するため、以下の協定等を締結する。

① 基本協定の締結

国は、落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、「基本協定書（案）」については入札公告時に示す。

② 事業契約の締結

国は、SPCとの間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定める事業契約を締結し、SPCは、実施方針、入札説明書、落札者が提案した事業計画及び事業契約書の定めるところにより本事業を実施する。なお、「事業契約書（案）」については入札公告時に示す。

（9）本事業に関係する事業者との協議

SPCは、国が本事業と並行して実施する事業と必要な相互の調整を図るとともに、本事業に関係する以下の事業者（以下「関係事業者」と

いう。)と本事業の実施に際して工事施工、費用負担等についての協議を行うものとする。

- ・国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業を実施する事業者
- ・国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業を実施する事業者
- ・鉄道事業者（京浜急行電鉄(株)、東京モノレール(株)）
- ・供給事業者（電力、ガス、通信） 等

(10) 工程調整に関する関係者連絡会（仮称）の設置

国は、SPC及び関係事業者との間で、本事業の工程調整を円滑に行うための関係者連絡会（仮称）を設置する予定である。

(11) 遵守すべき法令等

SPCは、本事業の実施にあたり「航空法」（昭和27年法律第231号）その他関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守する。

(12) 事業期間終了時の措置

SPCは、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、対象施設を要求水準書に示す良好な状態に保持していなければならない。

2. 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

国は、対象施設の設計、施工、維持管理を自ら行った場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「PSC」という。）と、PFI手法により対象施設の設計、施工、維持管理を行った場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「PFI事業のLCC」という。）とを比較し、PFI事業のLCCがPSCを下回る場合に、本事業をPFI法第6条に基づき、同法第2条第4項に定める選定事業とする。

(2) 評価方法

国は、自ら施設整備等を実施した場合と、実施方針に示した事業内容に基づきPFI手法により実施した場合において、東京国際空港国際線地区エプロン等の整備水準、維持管理水準を同一に設定し、VFM(Value for Money) を評価する。

公的財政負担の見込額の算定については現行制度に基づき、PSC及

びP F I 事業のL C Cにおける国税による収入を考慮し、適切な調整を行う。

(3) 選定結果の公表

国は、本事業をP F I 法第2条第4項に定める選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、国土交通省関東地方整備局のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

国は、本事業を選定事業とした場合、本事業への参加を希望する民間事業者（以下「応募者」という。）を広く公募し、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで落札者を決定するものとする。落札者の決定にあたっては総合評価落札方式（「会計法」（昭和22年法律第35号）第29条の6第2項、「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第91条第2項）を採用する予定である。

また、本事業は「政府調達協定」（「1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」をいう。）の対象であり、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）が適用される。

2. 落札者の決定手順及び決定方法

国は、以下の手順により落札者を決定することを予定している。なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

（1）有識者等委員会の設置

国は、本事業に関する有識者等からなる委員会（以下「有識者等委員会」という。）を設置する。国は、有識者等委員会から審査資料に関する評価基準（以下「事業者選定基準」という。）及び評価内容等についての意見を聞くこととする。なお、有識者等委員会の構成員は入札公告時に示す。

（2）入札公告

国は、落札者の決定等を行う場合は、本事業の入札公告を官報に掲載するとともに、入札公告後直ちに入札説明書等を掲示、国土交通省関東地方整備局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、事業提案書作成説明会を開催することを予定している。

（3）質問受付

国は、入札説明書等に記載の内容についての質問を受け付ける。

（4）第一次審査資料の受付

応募者は、入札説明書等に定めるところにより、入札参加表明書及び

第一次審査に必要な資料を提出する。

(5) 第一次審査結果の通知

国は、第一次審査資料を提出した応募者を対象に競争参加資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知する。競争参加資格が有ると認められた応募者（以下「入札参加者」という。）は、第二次審査資料を提出することができる。なお、具体的な参加資格要件は、入札公告時に示す。

(6) 質問回答の公表

国は、入札説明書等に記載の内容に関する質問及び質問に対する回答を、国土交通省関東地方整備局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(7) 第二次審査資料の受付

入札参加者は、入札説明書等に定めるところにより、本事業を実施するための事業計画の内容を記載した事業提案書及び入札価格を第二次審査資料として提出する。

(8) ヒアリング

国は、入札参加者を対象に、必要に応じて事業提案書の内容についてヒアリングを行う。

(9) 第二次審査及び落札者の決定

① 審査の内容

国は、入札参加者が提出する事業提案について、以下の事項について総合的に審査を行う予定である。なお、具体的な事業者選定基準は、入札公告時に示す。

- ・ 総合的なコスト
- ・ 性能、機能及び維持管理に関するサービス水準
- ・ 環境の維持、リサイクル対策等の社会的要請
- ・ 事業実施能力及び経営計画

② 落札者の決定

国は、第二次審査資料を提出した者を対象に、有識者等委員会における審議の結果を踏まえ、第二次審査資料を総合的に評価し、落札者を決定する。

(10) 審査結果の通知及び公表

国は、審査結果（第一次審査結果を含む。）及び入札結果について、入札参加者に通知するとともに、国土交通省関東地方整備局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(11) 基本協定・事業契約の締結

① 基本協定の締結

国は、落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

② S P C の設立

落札者は、基本協定の定めるところにより、事業契約の締結までに、S P C を設立する。

③ 事業契約の締結

基本協定締結後、落札者からの提案に基づき、事業内容等について調整を行った後、国はS P C との間で事業契約を締結する。

(12) 特定事業の選定の取り消し

国は、民間事業者の募集、評価、選定に係る過程において、応募者がいない、あるいは、いずれの民間事業者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業をP F Iにより実施することが適当でないと判断した場合は、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すものとする。この場合、国は、この旨を速やかに公表するものとする。

(13) 提出書類の取扱い

応募者の提出書類の取扱いは以下のとおりとする。

① 著作権

事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業に関する広報活動等として必要な範囲において、国はこれを無償で使用することができるものとする。また、選定に至らなかった入札参加者の事業提案書については返却しない。なお、落札した事業提案書の著作権は、今回の事業契約の締結により国に譲渡するものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、提案を行った入札参加者が負う。

③ 資料の公開について

国は、落札者の決定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、入札参加者からの事業提案書（決定に至らなかった入札参加者からのものを含む。）の一部を公開する場合がある。

3. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

① 応募者は、③に掲げる業務等を実施する予定の複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、応募グループは、「代表企業」（SPCに出資を行い、応募グループにおいて応募手続を行う企業をいう。以下同じ。）、「構成員」（応募グループを構成する企業のうち代表企業以外の企業であって、SPCに出資を行う企業をいう。以下同じ。）、及び「協力会社」（応募グループを構成する企業のうち代表企業及び構成員以外の企業で、事業開始後、SPCから直接以下の業務を受託又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。）から構成される。

② SPCの株主は以下の要件を満たすこととする。

(ア) 代表企業及び構成員である株主がSPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。

(イ) 代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

(ウ) SPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

③ 応募者は、応募にあたり、代表企業、構成員又は協力会社のそれぞれが、以下のいずれかの業務に携わることを予定しているかを明らかにする。

- (ア) 設計業務 対象施設の設計に関する業務
- (イ) 施工及び維持管理業務 対象施設の施工及び維持管理に関する業務

なお、代表企業、構成員又は協力会社のうち一者が、(ア)、(イ)の業務を兼ねて実施することは妨げない。また、各業務を代表企業、構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えない。

- ④ 応募グループを構成する企業の総数は、最小2社、最大6社とする。
- ⑤ 代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間を除き、代表企業、構成員又は協力会社を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国はその事情を検討のうえ、国が認めた場合はこの限りではない。
- ⑥ 代表企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社となることは認めない。
- ⑦ 当該応募グループの代表企業、構成員又は協力会社のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社となることは認めない。ただし、当該応募グループの協力会社と資本関係又は人的関係のある者が他の応募グループの協力会社である場合を除く。
- ⑧ 上記⑦の「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準に該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が「会社更生法」（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は「民事再生法」（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (A) 親会社（商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (B) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 応募者の参加資格要件

① 代表企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力会社は、以下の要件を満たすこと。

(ア) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(イ) 本事業に係る業務に対応した関東地方整備局における一般競争参加資格(予決令第72条)の決定を受けている者であること(会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再審査を受けていること)。

(ウ) 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること(上記(イ)の再審査を受けた者を除く)。

(エ) 第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局から「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)に基づく指名停止を受けていない者であること。ただし、当該措置要領別表第1の措置要件に該当する指名停止措置であって、指名停止期間が2週間以下のものであり、かつ法令違反を根拠とするものでない場合はこの限りでない。

(オ) 国が本事業に関する検討を委託した株式会社日本総合研究所(同協力事務所として西村ときわ法律事務所及び株式会社日本空港コンサルタンツ)又は当該受託者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

(カ) 2.(1)に定める有識者等委員会の委員が属する企業又はその

企業と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

② 設計企業の参加資格要件

対象施設の設計に関する業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「設計企業」という。）は、以下の要件を満たすこと。

(ア) 関東地方整備局における建設コンサルタント等に係る平成17・18年度一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長（以下「副局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査を受けていること。）。

(イ) 次に掲げる基準を満たす設計技術者を1名配置できること。

(A) 技術士「総合技術監理部門」（選択科目は建設部門の「港湾及び空港」とする。）、技術士「建設部門」（選択科目「港湾及び空港」）又はR C C M（選択部門は技術士に求めた選択科目と同様とする。）の資格を有する者、あるいはこれと同等の能力と経験を有すること。

(B) 空港関係の工事についての設計経験を有すること。

(ウ) 設計企業のうち一者は、次に掲げる基準を満たす照査技術者を1名配置できること。

技術士「総合技術監理部門」（選択科目は建設部門の「港湾及び空港」とする。）、技術士「建設部門」（選択科目「港湾及び空港」）又はR C C M（選択部門は技術士に求めた選択科目と同様とする。）の資格を有する者、あるいはこれと同等の能力と経験を有すること。

③ 施工企業の参加資格要件

対象施設の施工及び維持管理に関する業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「施工企業」という。）は、以下の要件を満たすこと。

(ア) 関東地方整備局における空港等土木工事又は空港等舗装工事のいずれかについて、各々の施工企業が施工を行う工事種別に係る平成17・18年度一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査を受けていること。）。

- (イ) 施工企業において施工を行う工事種別に係る関東地方整備局における平成17・18年度一般競争参加資格の決定の際に算定された客観点数が、空港等土木工事については1,200点以上、空港等舗装工事については1,100点以上の者であること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した客観点数が、空港等土木工事については1,200点以上、空港等舗装工事については1,100点以上の者であること。）。
- (ウ) 施工企業は、担当する工事種別について、以下の施工実績又は発注者がこれと同等と認める工事の施工実績を有すること。なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
- (A) 空港等土木工事を担当する者にあつては、平成2年度以降第一次審査資料の提出期限日までに元請として、完成・引渡しのできた供用中の空港の制限区域（空港管理規則第5条）内又は制限表面（航空法第49条）に影響を及ぼす工事（以下「制限区域内等の工事」という。）で以下の(a)及び(b)の施工実績を有すること。ただし、複数の企業で空港等土木工事を実施する場合には、空港等土木工事を担当する施工企業全体で(a)及び(b)の施工実績を有していなければならない。この場合、各施工に係る施工企業は、(a)又は(b)の施工実績のうち各施工と関連する施工実績を有することとする。
- (a) 掘削、切土又は盛土等で100,000m³以上の土工事を施工した実績を有すること。
- (b) 改良長15m以上の地盤改良工事（掘削及び置換を除く）を施工した実績を有すること。
- (B) 空港等舗装工事を担当する者にあつては、平成2年度以降第一次審査資料の提出期限日までに元請として、完成・引渡しのできた供用中の空港の制限区域内等の工事で滑走路、誘導路又はエプロンの舗装工事で20,000m²以上を施工した実績を有すること。
- (エ) 施工企業は、担当する工事種別について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該施工の期間中専任で配置できる者であること。

- (A) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- (B) 平成2年度以降に、上記(ウ)に掲げる担当する工事の施工経験を有する者であること。なお、当該施工経験は施工企業が申請する施工実績と同一工事の施工経験でなくてもよいものとする。
- (C) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証又は監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. S P Cの責任の明確化に関する事項

(1) 責任分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、国とS P Cのリスク管理能力に応じて、適正にリスクを分担することにより、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より安定的かつ質の高いサービスの実現を目指すものである。

(2) 想定されるリスクと責任分担

国とS P Cの責任分担は、原則としてリスク分担表(案)(資料-Ⅱ)による。具体的な詳細事項については、実施方針に関する意見の結果等を踏まえ、入札公告時に示す。

2. S P Cの責任の履行確保に関する事項

(1) 契約保証金の納付等

国は、本事業の実施に係る事業契約の締結にあたり、S P Cによる事業契約の履行を確保するために、以下の方法により事業契約の保証を求めることを予定している。

- ① 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付
- ② 会計法第29条の9第2項及び予決令第100条の4に基づく契約保証金に代わる担保の提供
- ③ 会計法第29条の9第1項ただし書及び予決令第100条の3第1号又は第2号に基づく契約保証金納付に代わる措置

(2) 実施状況の監視等

国は、S P Cが事業契約書等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するために、S P Cから本事業の実施に関する各業務を直接受託又は請け負う代表企業、構成員及び協力会社とS P Cとの間の契約内容、S P Cの財務状況、本事業の実施状況について監視を行う。

なお、監視の具体的な方法等については、入札公告時に示す。

(3) 支払いの減額等

国は、監視の結果に基づき、業務の実施状況がS P Cの責めに帰すべ

き事由により事業契約書に定められた債務の不履行又は要求水準に達していないことが明らかになった場合には、業務実施内容の改善、当該業務に携わる代表企業、構成員及び協力会社の変更等を求めるほか、業務の実施状況に応じてサービス対価を減額することができる。

国は、サービス対価の支払い前に、上記の監視の結果に基づき、会計法第29条の11第2項及び予決令第101条の4から第101条の9に定める検査を行う。

なお、監視結果に基づく措置等については、入札公告時に示す。

(4) 対象施設等の変更

事業期間中に、社会情勢等に応じ、対象施設、維持管理等の変更が必要になった場合には、国とSPCは、事業目的に示した機能の確保の方策、施設の配置、規模、維持管理等について協議を行う。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 対象施設の立地に関する事項

- ・地名地番：東京都大田区羽田空港二丁目
- ・地域地区：準工業地域・準防火地域
- ・敷地面積：約 690,000m²（ただし、用地造成面積：約 992,000m²）
- ・周辺状況（敷地の現状）
 - －既設鉄軌道
 - －残存施設
- ・その他
 - －新設滑走路建設予定
 - －国際線地区旅客ターミナルビル等建設予定
 - 国際線地区貨物ターミナル建設予定
 - －東京モノレール新駅建設予定
 - 京浜急行新駅建設予定
 - －既設軌道の運行上、構造上の安全性の確保

2. 土地に関する事項

S P Cは、整備予定敷地内の土地について、本事業の実施に必要な範囲内において、無償で使用することができる。

第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

事業計画、基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、国とSPCは、誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

協議の方法や解決の手順等については、事業契約書において定める。

2. 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書に定める事由ごとに、国又はSPCの責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2. 事業の継続が困難となった場合の措置

1.の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約書に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。

(1) SPCの責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

① SPCの提供するサービスが要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明した場合その他事業契約書で定めるSPCの責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、国はSPCに対して改善勧告を行い、一定期間内に改善・復旧計画の提出及び実施を求めることができる。また、SPCが当該期間内に修復することができなかった場合は、国は事業契約を解除することができる。

② SPCの財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により事業契約書に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、国は事業契約を解除することができる。

③ ①及び②の規定により国が事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、国はSPCに対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができる。

(2) 国の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

① 国の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、SPCは事業契約を解除できる。

② ①の規定によりSPCが事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、SPCは国に対して、損害賠償の請求等を行うことができる。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 不可抗力その他国又はS P Cの責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、国とS P Cは、事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に①の協議が整わないときは、国又はS P Cは、事前に書面により相手方に通知することにより、事業契約を解除することができる。
- ③ ②の規定により事業契約が解除された場合に生じる損害についての賠償等については、事業契約書に定めるところに従う。
- ④ 不可抗力の定義については、入札公告時に示す。

3. 融資機関又は融資団と国との協議

国は、本事業の安定的な継続を図るために、必要に応じて、一定の事項について、あらかじめS P Cに本事業に関して資金を供給する金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

S P Cが本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、国は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合は、国は検討を行う。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

S P Cが本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国はこれらの支援をS P Cが受けることができるように努める。

本事業は、我が国の基幹インフラ整備事業であり、S P Cにおいて長期・安定的な資金調達が行われることが望まれるが、そのための多様な資金調達上の工夫の一環として、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」等の出融資制度を活用することができる。この場合、応募者は自らの責任において当該資金を利用することを前提として提案することができる。

ただし、当該資金を基に提案する場合には、民間金融機関と同様の条件を前提とすることとし、国は、当該出融資制度の趣旨がP F I事業等の安定性向上等にあることに鑑み、同行からの資金調達が可能となった際においても契約条件の見直しは行わない。

当該出融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うこととされたい。

3. その他の措置及び支援に関する事項

国は、S P Cが本事業を実施するにあたり必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、国とS P Cで協議する。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 本事業に関連する事項

(1) 本事業の実施に関して使用する言語

本事業の実施に関して使用する言語は日本語とする。

(2) 提出書類の作成等に係る費用

提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

(3) 実施方針に関する質問又は意見の受付及び回答の公表

① 受付期間

平成17年 4月15日(金) 公表後より

平成17年 5月10日(火) 17:00まで(必着)

② 提出方法

実施方針に関する質問又は意見の内容を簡潔にまとめ、質問・意見書(様式-1)に記入し、次のいずれかの方法により提出すること。

なお、質問・意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容(特殊な技術やノウハウ等)が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

- ・ 電子メールによる場合は、質問・意見書を添付ファイルとし、着信を確認すること。
- ・ 紙による場合は、印刷物を添付のうえフロッピーを郵送等により提出すること(受付期間内に到達すること)。持参によるものは受け付けない。

いずれの場合も、文書(質問・意見書を含む。)は、Microsoft Excelにより作成することとし、提出者の部署、氏名、電話及びファクシミリ番号並びにメールアドレスを必ず記載すること。なお、提出されたフロッピー、印刷物等は返却しない。提出方法に関する問い合わせ先は、③の提出先とする。

③ 提出先

国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部 空港整備課

住所 〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

電話 045-211-7432

メールアドレス saikaku-apron-pfi@pa.ktr.mlit.go.jp

なお、実施方針の内容について、電話での直接回答は行わない。

④ 回答方法

国は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、実施方針に関する質問及び質問に対する回答を、⑤の予定日に、国土交通省関東地方整備局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する（公平を期すため、質問を提出した者への直接回答は行わない。）。

⑤ 回答公表予定日

平成17年6月10日（金）

（4）意見に対するヒアリング

（3）で受け付けた実施方針に関する意見のうち、国が必要と判断した意見については、意見を提出した者に直接ヒアリングを行う場合がある。

（5）実施方針の変更

国は、（3）で受け付けた実施方針に関する意見の結果等を踏まえ、PFI法第6条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

国は、実施方針の変更を行った場合は、国土交通省関東地方整備局のホームページへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

2. 今後のスケジュール（予定）

実施方針公表後のスケジュールは、以下のとおり想定している。
詳細については、入札公告時に示す。

平成17年	6月頃	特定事業の選定
平成17年	7月頃	入札公告
平成17年	8月頃	第一次審査資料の受付
平成17年	8月頃	第一次審査結果の通知
平成17年	11月頃	第二次審査資料の受付
平成18年	1月頃	落札者の決定
平成18年	2月頃	基本協定の締結
平成18年	3月頃	事業契約の締結

平成21年 9月頃	対象施設の引渡し
平成21年12月	対象施設の供用開始
平成47年 3月31日	事業契約の終了

3. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

国土交通省関東地方整備局のホームページ

(<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/kyoku/saikakutyou/apron-pfi.html>)

平成 年 月 日

実施方針に関する質問・意見書

「東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業」の実施方針について、以下のとおり質問・意見を提出します。

会社名又は団体名		
住 所		
所 属 部 署		
提出者氏名		
連 絡 先	電話番号	
	F A X	
	メールアドレス	

質問・意見の別	資料名	ページ	行	質問・意見の内容
質問	実施方針	○	○	(記入例) ○○については、△△という意味でしょうか。
意見	要求水準書	○	○	(記入例) ○○については、△△という理由のため、□□とすべきではないでしょうか。

※注意事項

1. 質問・意見は、簡潔かつ具体的に記載すること。
2. 記入欄は必要に応じて追加すること。